

平成22年8月1日から

父子家庭のみならずにも児童扶養手当が支給されます!

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、児童扶養手当の父子家庭への支給対象拡大に係る「児童扶養手当法の一部を改正する法律」が平成22年5月26日の国会で成立し、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなりました。

児童扶養手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要となりますので、平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(平成22年11月30日を過ぎると申請の翌月からの支給になります。)

児童扶養手当とは?

- ◆ 父母の婚姻解消などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の支給要件は?

- ◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

手当額(月額)は?

- ◆ 受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

- 児童1人の場合
全部支給:41,720円
一部支給:41,710円～9,850円
- 児童2人以上の加算額
2人目:5,000円
3人目以降1人につき:3,000円

受給するためには?

- ◆ 児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。
- ◆ 申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。
 - 既に父子家庭として支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。
 - 平成22年11月30日までに申請いただくと次の取扱いとなります。

- ・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方
→11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。
 - ・平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方
→11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。
- ☆8月～11月分が支給されるのは12月です。

- 11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。

申請手続きに必要なものは?

- ◆ 申請にあたっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票などが必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

詳しくは、役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。



暮らしづくりの映し～北の光が続く道～

- ▼ルート内イベント情報
- 【留萌市】
7月25日(日)
うまいよ! るもい市
 - 【初山別村】
7月3日(土)
しょさんべつ星まつり
 - 【羽幌町】
7月3日(土)・4日(日)
焼尻めん羊まつり

今月のトピックス

- 夏本番! ルート内海水浴情報
夏と言えば海。海と言えば海水浴場。そこで今月は、ルート内にある海水浴場の開設期間をご紹介します。
- 【遠別町】 えんべつみなくるび～ち
7月17日(土)～8月22日(日)
- 【初山別村】初山別村豊岬海水浴場
7月10日(土)～8月20日(金)
- 【羽幌町】はぼろサンセットビーチ
7月8日(木)～8月23日(月)

萌える天北オロロンルート

- 【苫前町】とままえ夕陽丘ホワイトビーチ
7月15日(木)～8月20日(金)
- 【小平町】鬼鹿ツインビーチ
7月10日(土)～8月22日(日)
臼谷海水浴場
7月3日(土)～8月20日(金)

お問い合わせ
 ■萌える天北オロロンルート運営代表者会議事務局
 (増毛土建株式会社内)
 電話: 0164-53-1140 FAX: 0164-53-1141
 メール y.sango@mashikedoken.co.jp
 ■留萌管内の情報が満載! るもいfan.net
 HP http://rumoifan.net/moeten